

[明石市非常勤給食調理員労働組合への回答]

2016年度 明給労要求書について (回答)

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

- 1 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託・学校給食従事員を全員、正規職員とすること。

- (1) 給食調理員の募集を行なうときは「パート労働法」の趣旨に則り、臨時調理嘱託・学校給食従事員から、勤務年数順に優先的に採用すること。

平等公開の原則に則り任用していくべきであると考えています。

- 2 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず、直営を堅持すること。

給食調理業務の民間委託については、業務の効率化とともに、給食内容の充実に努めてきたところであり、平成29年度においても、明石市財政健全化推進計画に基づき、給食調理業務を民間委託していく予定です。

- 3 60歳以降の雇用については、全員を学校給食従事員の賃金・労働条件で65歳まで延長すること。

臨時調理嘱託の60歳に達した年度後の賃金・労働条件については、平成19年10月25日の労使合意に基づいて実施しており、現時点においては、変更する考えはありません。

なお、雇用年限の延長については、厚生年金の支給状況を踏まえつつ努力していく考えです。

4 長年にわたる退職者不補充による労働過重、また、給食業務の維持向上を図っていくためにも以下の改善をすること。

(1) 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。

① 学校給食従事員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。

臨時調理支援員を学校給食従事員として採用する考えはありません。

雇用については、平成25年度より新たな臨時的任用職員制度への切替えを行ったところです。

(2) 調理員を自治労基準で配置し、過重労働を解消するための人員増を行うこと。

過重労働については、引き続き実態を精査します。

(3) 職員の補充、欠員は新たな職員を採用して補充すること。

欠員の補充については、現時点においては、技能労務職の採用は予定していません。

5 正規職員に至るまでは学校給食従事員を全員、臨時調理嘱託とすること

平成14年度に臨時調理嘱託となる年齢を57歳になる年度から56歳になる年度に1歳引き下げたところです。当面、臨時調理嘱託となる年齢を引き下げる考えはありません。

6 臨時調理嘱託・学校給食従事員の労働条件については、学校職員として均等の取り扱いとし、以下の改善をすること。

(1) 賃金制度は正規職員と同じとすること。

① 賃金は1年毎に4号給昇給とし正規職員と同様に昇格もすること。

② 扶養手当、住宅手当などを支払うこと。

賃金（報酬）については、平成8年10月30日の労使合意に基づいて実施しているところであり、平成19年度からは、額については、正規職員の取扱に準じて改定したところです。

(2) 退職金制度を改善し正規職員と同じとすること。

退職一時金については、平成8年10月30日の労使合意に基づき新

たに制度化したものです。

(3) 学校給食従事員の勤務日数を増やすこと。

勤務日数については、平成8年度の合意に基づき改定を行い、現在、給食実施日数 185 日と、研修、片付け日等で 16 日の合計 201 日の就労日数となっており、学校給食の実情から考え、当該日数が妥当と判断しています。

(4) 休暇制度を正規職員と同じとすること。

- ① 私療休暇制度を正規職員と同じとすること。
- ② リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。

休暇制度については、今年度から任期付短時間勤務職員の取り扱いに準じて大幅に見直したところであり、現行の取扱が妥当と考えています。

(5) 公務災害（労働災害）の取り扱いを正規職員と同じとすること。

- ① 市の責任において公務災害補償と同じになるように補填すること。

関係法令等から判断し、正規職員と同じにすることは困難であり、現行の取扱が妥当と考えています。

7 現行のプール制度を抜本的に改善すること。

退職者不補充及び現行の臨時調理嘱託への移行制度の枠組みの中、可能な限り、管理及び運営に関する事項を除き、協議すべき事項については十分協議していく考えです。

8 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく安全衛生の確立を行うこと。

教育委員会労働安全衛生委員会の中で、調理員については、ヒヤリハット事例集をもとに「明石市学校給食安全作業マニュアル」を作成しており、今後も引き続き、研修等により周知徹底を図っていきます。